



川崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



# 環境アセスメントに係るお知らせ

令和6年2月27日

川崎市環境影響評価に関する条例（以下「アセス条例」）第19条に基づき、（仮称）南生田戸建計画に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写し（以下「条例準備書」）の縦覧を次のとおり行います。

※「条例準備書」とは、環境影響評価の結果について、環境保全の見地から市民等の意見を聴くための準備として指定開発行為者が作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	トーセイ株式会社 代表取締役 山口 誠一郎
	名称	（仮称）南生田戸建計画
	種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 住宅団地の新設（第3種行為）
	実施区域	川崎市多摩区南生田4丁目21の一部
	目的	戸建住宅の建築
	内容	開発区域面積（事業区域面積）：約26,262平方メートル 開発区域内の樹林地の改変：約2,687平方メートル 建築物の延べ面積：約13,500平方メートル（約100平方メートル×135戸）
	施行期間	令和6年6月～令和12年1月（予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和6年2月27日（火）～令和6年4月11日（木）
	縦覧場所及び時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>■宮前区役所（1階）、麻生区役所（2階） 午前8時30分～午後5時（土・日曜及び祝日を除く） 第2・4土曜の午前8時30分～午後0時30分</li> <li>■向丘出張所（1階）、多摩区役所（10階）、生田出張所（1階） 午前8時30分～午後5時（土・日曜及び祝日を除く）</li> <li>■環境局環境評価課（市役所本庁舎20階） 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜及び祝日を除く）</li> </ul> <p>※縦覧開始日（2月27日）は、午前10時から縦覧を行います。</p>
	意見書の提出	<p>縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、川崎市環境影響評価に関する条例第21条第1項の規定に基づき、縦覧期間中に、意見書を提出することができます。</p> <p>意見書の提出方法、意見書の取扱い等については、各縦覧場所の図書に備えられている意見書用紙、もしくはホームページをご覧ください。</p>
	ホームページ	<p>ホームページから条例準備書の閲覧、意見書の提出ができます</p> <div style="text-align: center;">  <input type="text" value="川崎市 アセス図書の公表"/> </div>  <p><a href="https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html</a></p>
意見書提出先・問合せ先	<p>川崎市環境局環境対策部環境評価課（市役所本庁舎20階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921 Email：30kanhyo@city.kawasaki.jp</p> <p>※意見書は電話、FAX及びメールでは受け付けておりませんので御注意ください。</p>	